

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.172

No. 2021.1.7

■ コロナ被害相談村の実施

新年が明けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用破壊・生活破壊は拡大の一途を辿っています。

労弁闘争本部では、2020年12月29・30日及び2021年1月2日に、東京都内で労働団体、民間団体とともに新型コロナ被害相談村の活動を行いました。

3日間の活動では、337件の相談があり、うち女性からの相談が57件、外国人労働者からの相談も20件程度ありました。リーマンショック時の相談者は製造業派遣の男性がほとんどでしたが、今回は、女性と外国人の相談者が多かったことが特徴でした。年代別には40代が74名と最多でしたが、20代、30代の若い世代の相談者も併せて70名に上りました。

支援としては、少額の食事代と食料品・お弁当の配布を行い、東京都が年末年始の一時的宿泊施設として借り上げたビジネスホテルに70～80名ほどを同行案内しました。生活保護の必要がある方も多く、反貧困ネットの支援者に同行申請をして頂きました。

コロナ禍による雇用破壊、生活破壊の勢いは凄まじく、これに対応するには、倒産・廃業、解雇・雇止め等所謂労働事件への対応に加え、それだけでは救済されない労働者・生活者の問題に、民間団体や行政と連携して対応することが求められていると思います。民間団体から、労働組合や労働弁護団に対し、継続的な支援活動を共に取り組みたいという呼びかけもありました。

この要請に応えるため、労弁闘争本部では、今後も活動を継続したいと考えています。活動への参加・ご

協力をよろしくお願いいたします。

コロナ被害相談村の活動結果及び今度の活動は、集計が終わり次第、Twitterで報告する予定です。

<https://twitter.com/covid19sodan/status/1345284814983688192?s=20>

<https://twitter.com/ibu61/status/1345515142004449280?s=20>

■ 2. 3テレワーク集会

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、テレワーク、特に在宅勤務の導入・実施が急速に拡大し、今後も、新たな働き方としてテレワークを常態化していく企業は増えていくと考えられます。

テレワークは、労働者にとってメリットもある一方で、長時間労働や労働時間管理等の様々な問題が浮き彫りとなっています。そこで、労働者・労働組合の立場から、テレワークの問題点について考えるための集会を開催します。

【2月3日18時半～in ZOOM（事前申込制）】

参加の申込は、以下のURLからお願いします。労弁ホームページ、Facebookからチラシ（参加申込QRコードあり）もご覧頂けます。

<https://kokucheese.com/event/index/606827/>

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 联合会館4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790

